

令和2年4月8日

お客様各位

杜若経営法律事務所

代表弁護士 岡正俊

新型コロナウイルス感染拡大防止につきまして

本日、政府より緊急事態宣言が出されたことに伴い、お客様、お取引様、及び弊所従業員、弁護士の安全確保と感染拡大防止の観点から、弊所での執務体制について以下の通りとさせていただきます。

- ・お客様とのご面談は原則電話・メール・ビデオ会議等にて行わせていただきたく、ご協力をお願い申し上げます。
- ・対面でのご面談が必要な場合は、マスクを着用させていただきます。
- ・事務所の代表電話は引き続き使用可能ですが、今回担当弁護士が各自携帯電話にて直接連絡が取れるようにいたしましたので、お手数ですが担当弁護士にお尋ねいただければ直接やりとりが可能となります。

なお、事務所で新型コロナウイルス対応QAを作成中であります、お客様のために今後も情報提供を行う予定です。

ご不便をおかけしてしまうこともあるかと思いますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

以上